

医療介護総合確保促進法に基づく
平成 27 年度福岡県計画
(第 8 回変更)

※介護施設等の整備に関する事業分

令和 6 年 2 月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率（65 歳以上人口割合）は、2010 年（平成 22 年）には 22.3%であったが、2015 年（平成 27 年）には 26.4%、2020 年（令和 2 年）には 29.1%、2025 年（令和 7 年）以降は 30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づき、平成 26 年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化したところである。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 平成 27 年度以降も、引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあたって、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（平成27年～令和5年度分）

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 74カ所 → 96カ所
(床数) 1,921床 → 2,566床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ（整備数）
(事業所数) 0カ所 → 2カ所
(床数) 0床 → 22床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 647カ所 → 702カ所
(床数) 9,587床 → 10,598床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 252カ所 → 301カ所
(利用者数) 3,474人/月分 → 5,140人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
(事業所数) 138カ所 → 148カ所

- (利用回数) 19,730回/月分 → 21,693回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 162カ所 → 213カ所
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 18カ所 → 67カ所
 - (利用者数) 310人/月分 → 2,810人/月分
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 9カ所 → 44カ所
 - (利用者数) 126人/月分 → 1,016人/月分
 - ・介護予防拠点
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所(整備数)
 - ・施設内保育施設
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所(整備数)
 - ・訪問看護ステーション
 - (大規模化) 0カ所 → 13カ所(整備数)
 - (サテライト事業所) 0カ所 → 23カ所(整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,685,860人、高齢者人口は383,146人、高齢化率22.7%となっている。

県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 県内最大の都市部であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや看護小規模多機能型居宅介護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

- | | | | |
|--------|------|---|------|
| (事業所数) | 18カ所 | → | 26カ所 |
| (床数) | 490床 | → | 691床 |
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ

(事業所数)	0カ所	→	1カ所
(床数)	0床	→	11床
 - ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	120カ所	→	149カ所
(床数)	1,912床	→	2,392床
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	45カ所	→	60カ所
(利用者数)	635人/月分	→	1,025人/月分
 - ・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数)	28カ所	→	28カ所
(利用回数)	4,123回/月分	→	4,123回/月分
 - ・地域包括支援センター

(事業所数)	58カ所	→	63カ所
--------	------	---	------
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	6カ所	→	16カ所
(利用者数)	162人/月分	→	803人/月分
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	1カ所	→	12カ所
(利用者数)	0人/月分	→	240人/月分
 - ・施設内保育施設

(事業所数)	0カ所	→	2カ所(整備数)
--------	-----	---	----------
 - ・訪問看護ステーション

(大規模化)	0カ所	→	7カ所(整備数)
(サテライト事業所)	0カ所	→	10カ所(整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■粕屋区域

1. 目標

粕屋区域は、古賀市並びに糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の1市7町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は294,526人、高齢者人口は71,475人、高齢化率24.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれている

ことから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（平成27年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 2カ所 → 3カ所
 - (床数) 49床 → 78床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 19カ所 → 19カ所
 - (床数) 333床 → 351床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 6カ所 → 6カ所
 - (利用者数) 69人/月分 → 139人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 2カ所 → 3カ所
 - (利用回数) 240回/月分 → 240回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 58人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 81人/月分
- ・訪問看護ステーション
 - (サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所（整備数）

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、

圏域人口は 165,330 人、高齢者人口は 48,365 人、高齢化率 29.3%となっている。

高齢化率は県平均 (28.0%) と比較しやや高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標 (平成 27 年～令和 5 年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 - (床数) 87床 → 87床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 12カ所 → 13カ所
 - (床数) 189床 → 216床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
 - (利用者数) 93人/月分 → 155人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 5カ所 → 5カ所
 - (利用回数) 668回/月分 → 762回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 2カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 75人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 29人/月分
- ・訪問看護ステーション
 - (サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所 (整備数)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月～令和 6 年 3 月

■筑紫区域

1. 目標

筑紫区域は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は442,404人、高齢者人口は109,068人、高齢化率24.7%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 3カ所 → 6カ所
 - (床数) 67床 → 183床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 32カ所 → 36カ所
 - (床数) 465床 → 534床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 17カ所 → 24カ所
 - (利用者数) 249人/月分 → 390人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 8カ所 → 10カ所
 - (利用回数) 1,182回/月分 → 1,182回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 9カ所 → 15カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 5カ所
 - (利用者数) 6人/月分 → 152人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 46人/月分
- ・訪問看護ステーション
 - (サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所(整備数)

2. 計画期間

■朝倉区域

1. 目標

朝倉区域は、朝倉市並びに朝倉郡筑前町及び東峰村の1市1町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は82,854人、高齢者人口は28,171人、高齢化率34.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 8カ所 → 8カ所

(床数) 126床 → 126床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 3カ所 → 4カ所

(利用者数) 23人/月分 → 77人/月分

・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数) 3カ所 → 3カ所

(利用回数) 642回/月分 → 642回/月分

・地域包括支援センター

(事業所数) 3カ所 → 5カ所

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 0カ所 → 1カ所

(利用者数) 1人/月分 → 38人/月分

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■久留米区域

1. 目標

久留米区域は、久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに三井郡大刀洗町及び三潞郡大木町の4市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は451,020人、高齢者人口は131,292人、高齢化率29.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)よりやや高くなっており、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 12カ所 → 21カ所
 - (床数) 305床 → 566床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所
 - (床数) 0床 → 11床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 77カ所 → 84カ所
 - (床数) 1,281床 → 1,401床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 50カ所 → 55カ所
 - (利用者数) 711人/月分 → 982人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 19カ所 → 19カ所
 - (利用回数) 1,843回/月分 → 1,870回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 13カ所 → 22カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 5カ所 → 11カ所
 - (利用者数) 56人/月分 → 417人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	5カ所	→	13カ所
(利用者数)	77人/月分	→	339人/月分
・訪問看護ステーション			
(大規模化)	0カ所	→	1カ所(整備数)
(サテライト事業所)	0カ所	→	2カ所(整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■八女・筑後区域

1. 目標

八女・筑後区域は、八女市及び筑後市並びに八女郡広川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は129,250人、高齢者人口は41,550人、高齢化率32.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)より高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 小規模多機能型居宅介護の未整備地域の解消や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数)	1カ所	→	1カ所
(床数)	29床	→	29床
- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	26カ所	→	27カ所
(床数)	405床	→	414床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	8カ所	→	14カ所
(利用者数)	115人/月分	→	253人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数)	5カ所	→	5カ所
(利用回数)	616回/月分	→	980回/月分
- ・地域包括支援センター

- (事業所数) 4カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 4カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 122人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 25人/月分
- ・介護予防拠点
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所 (整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■有明区域

1. 目標

有明区域は、大牟田市、柳川市及びみやま市の3市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は205,633人、高齢者人口は76,092人、高齢化率37.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標 (平成27年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 - (床数) 46床 → 46床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 38カ所 → 38カ所
 - (床数) 500床 → 513床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 34カ所 → 37カ所

- (利用者数) 468人/月分 → 606人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 16カ所 → 16カ所
 - (利用回数) 2,207回/月分 → 2,207回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 4カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 50人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 3カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 64人/月分
- ・介護予防拠点
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所 (整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は173,432人、高齢者人口は59,295人、高齢化率34.2%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標 (平成27年～令和5年度分)

- 地域包括ケアシステムを構築する上で中心的役割を果たす地域包括支援センターの充実や今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、地域包括支援センターや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 4カ所 → 4カ所

(床数)	98床	→	98床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	36カ所	→	36カ所
(床数)	435床	→	435床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	6カ所	→	7カ所
(利用者数)	77人/月分	→	121人/月分
・認知症対応型デイサービスセンター			
(事業所数)	0カ所	→	1カ所
(利用回数)	101回/月分	→	314回/月分
・地域包括支援センター			
(事業所数)	3カ所	→	14カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	0カ所	→	3カ所
(利用者数)	0人/月分	→	132人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	0カ所	→	3カ所
(利用者数)	0人/月分	→	82人/月分
・訪問看護ステーション			
(サテライト事業所)	0カ所	→	2カ所(整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■直方・鞍手区域

1. 目標

直方・鞍手区域は、直方市及び宮若市並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町の2市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は104,275人、高齢者人口は36,939人、高齢化率35.4%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 34カ所 → 35カ所
(床数) 432床 → 450床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 3カ所 → 4カ所
(利用者数) 34人/月分 → 48人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(利用回数) 250回/月分 → 250回/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 0カ所 → 1カ所
(利用者数) 0人/月分 → 57人/月分

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は118,051人、高齢者人口は44,191人、高齢化率37.4%となっている。

高齢化率は県内で最も高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（平成27年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 53カ所 → 53カ所

- | | | | |
|------|------|---|------|
| (床数) | 774床 | → | 801床 |
|------|------|---|------|
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	11カ所	→	11カ所
(利用者数)	112人/月分	→	170人/月分
 - ・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数)	7カ所	→	7カ所
(利用回数)	950回/月分	→	950回/月分
 - ・地域包括支援センター

(事業所数)	8カ所	→	8カ所
--------	-----	---	-----
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	1カ所	→	2カ所
(利用者数)	44人/月分	→	68人/月分

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,054,928人、高齢者人口は335,625人、高齢化率31.8%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成27年～令和5年度分)

- 都市部が多く、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数)	24カ所	→	26カ所
(床数)	643床	→	710床
- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	163カ所	→	173カ所
--------	-------	---	-------

- | | | | |
|------|---------|---|---------|
| (床数) | 2, 349床 | → | 2, 579床 |
|------|---------|---|---------|
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	48カ所	→	58カ所
(利用者数)	710人/月分	→	957人/月分
 - ・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数)	37カ所	→	43カ所
(利用回数)	6,098回/月分	→	7,363回/月分
 - ・地域包括支援センター

(事業所数)	29カ所	→	36カ所
--------	------	---	------
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	4カ所	→	16カ所
(利用者数)	41人/月分	→	804人/月分
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	1カ所	→	6カ所
(利用者数)	19人/月分	→	110人/月分
 - ・訪問看護ステーション

(大規模化)	0カ所	→	5カ所 (整備数)
(サテライト事業所)	0カ所	→	6カ所 (整備数)

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

■京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は183,378人、高齢者人口は59,238人、高齢化率32.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標 (平成27年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数)	3カ所	→	3カ所
(床数)	78床	→	78床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	29カ所	→	31カ所
(床数)	386床	→	386床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	13カ所	→	13カ所
(利用者数)	178人/月分	→	217人/月分
・認知症対応型デイサービスセンター			
(事業所数)	4カ所	→	4カ所
(利用回数)	810人/月分	→	810人/月分
・地域包括支援センター			
(事業所数)	13カ所	→	14カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	0カ所	→	1カ所
(利用者数)	0人/月分	→	34人/月分

2. 計画期間

平成27年4月～令和6年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)

○平成27年度事業分

平成27年1月～	全市町村に対する平成27年度基金事業に係る照会
平成27年6月11日	県医師会と協議
平成27年6月17日	県老人福祉施設協議会と協議
平成27年6月17日	県介護老人保健施設協会と協議
平成27年8月27日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

○平成28年度事業分

平成27年10月～	全市町村に対する平成28年度基金事業に係る照会
平成28年7月20日	県医師会と協議
平成28年8月3日	県介護老人保健施設協会と協議
平成28年8月4日	県老人福祉施設協議会と協議

平成28年9月2日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
○平成29年度事業分	
平成28年10月～	全市町村に対する平成29年度基金事業に係る照会
平成29年8月9日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
平成29年8月30日	県介護老人保健施設協会と協議
平成29年9月7日	県医師会と協議
○平成30年度事業分	
平成29年10月～	全市町村に対する平成30年度基金事業に係る照会
平成30年8月20日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
平成30年8月30日	県医師会と協議
○令和元年度事業分	
平成30年10月～	全市町村に対する平成30年度基金事業に係る照会
令和元年9月6日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和元年9月19日	県医師会と協議
○令和2年度事業分	
令和元年10月～	全市町村に対する令和2年度基金事業に係る照会
令和2年12月16日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和2年12月17日	県医師会と協議
○令和3年度事業分	
令和2年9月～	全市町村に対する令和3年度基金事業に係る照会
令和4年1月14日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和4年1月14日	県医師会と協議
○令和4年度事業分	
令和3年9月～	全市町村に対する令和4年度基金事業に係る照会
令和4年12月22日	県医師会と協議
令和5年1月24日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
○令和5年度事業分	
令和4年9月～	全市町村に対する令和5年度基金事業に係る照会
令和5年5月18日	県医師会と協議
令和6年1月22日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法


(介護施設等整備分)

福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにより、計画を推進していくこととする。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.〇】福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 7,556,140千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の目標	<p>○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 1,921床 (74カ所) → 2,566床 (96カ所) ・  併設されるショートステイ 0床 (0カ所) → 22床 (2カ所) ・ 認知症高齢者グループホーム 9,587床 (647カ所) → 10,598床 (702カ所) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 3,474人/月分 (252カ所) → 5,140人/月分 (301カ所) ・ 認知症対応型デイサービスセンター 19,730回/月分 (138カ所) → 21,693回/月分 (148カ所) ・ 地域包括支援センター 162カ所 → 213カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 310人/月分 (18カ所) → 2,810人/月分 (67カ所) ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 126人/月分 (9カ所) → 1,016人/月分 (44カ所) ・ 介護予防拠点 0カ所 → 2カ所 (整備数) ・ 施設内保育施設 0カ所 → 2カ所 (整備数) 	

	・訪問看護ステーション (大規模化) 0カ所 → 13カ所 (整備数) (サテライト事業所) 0カ所 → 23カ所 (整備数) ※ 上記整備目標値には当事業による整備費補助のないものを含む																													
事業の期間	平成27年4月～令和6年3月																													
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>645床 (22カ所)</td> </tr> <tr> <td>↳併設されるショートステイ</td> <td>22床 (2カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>55カ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>49カ所</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>10カ所</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>51カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>49カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>35カ所</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>施設内保育施設</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション (大規模化)</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション (サテライト)</td> <td>23カ所</td> </tr> </tbody> </table> ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に要する経費に対して支援を行う。 ④新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う。				整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	645床 (22カ所)	↳併設されるショートステイ	22床 (2カ所)	認知症高齢者グループホーム	55カ所	小規模多機能型居宅介護事業所	49カ所	認知症対応型デイサービスセンター	10カ所	地域包括支援センター	51カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	49カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	35カ所	介護予防拠点	2カ所	施設内保育施設	2カ所	訪問看護ステーション (大規模化)	13カ所	訪問看護ステーション (サテライト)	23カ所
整備予定施設等																														
地域密着型特別養護老人ホーム	645床 (22カ所)																													
↳併設されるショートステイ	22床 (2カ所)																													
認知症高齢者グループホーム	55カ所																													
小規模多機能型居宅介護事業所	49カ所																													
認知症対応型デイサービスセンター	10カ所																													
地域包括支援センター	51カ所																													
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	49カ所																													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	35カ所																													
介護予防拠点	2カ所																													
施設内保育施設	2カ所																													
訪問看護ステーション (大規模化)	13カ所																													
訪問看護ステーション (サテライト)	23カ所																													
事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)																									
			国 (A)	都道府県 (B)																										
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円) 3,434,386	(千円) 1,717,202	(千円)																									
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円) 1,561,590	(千円) 780,797	(千円)																									
	③介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	(千円)	(千円) 40,000	(千円) 20,000	(千円)																									
	④介護施設等における新型コロナウイルス感染	(千円)	(千円) 1,443	(千円) 722	(千円)																									

	症防止対策							
	金 額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注3) (注4)	公	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円)		5,037,419	民	うち受託事業等(再 掲) (千円)
			都道府県 (B)	(千円)		2,518,721		
			計 (A+B)	(千円)		7,556,140		
その他 (C)	(千円)	0						
備考 (注5)	平成27年度	491,514千円	令和2年度	312,817千円				
	平成28年度	1,299,837千円	令和3年度	459,486千円				
	平成29年度	980,341千円	令和4年度	376,513千円				
	平成30年度	1,680,591千円	令和5年度	1,121,072千円				
	令和元年度	833,969千円						

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

H27 補正分 (地域介護 対策支援臨 時特例交付 金)での基 金造成額	事業内容	基金(地域介護対策支援臨時特例交付金分)				
		国 (A)	都道府県 (B)	合計 (A+B)	令和5年度 事業への 充当額 (C)	残額 (D)
①地域密着型 サービス施設 等の整備	(千円) 2,085,552	(千円) 1,042,782	(千円) 3,128,334	(千円) 1,121,072	(千円) 0	
②施設等の開 設・設置に必 要な準備経費	(千円) 1,143,730	(千円) 571,866	(千円) 1,715,596	(千円) 0	(千円) 0	
金額合計	(千円) 3,229,283	(千円) 1,614,647	(千円) 4,843,930	(千円) 1,121,072	(千円) 0	

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

医療介護総合確保促進法に基づく
平成30年度福岡県計画
(第5回変更)(案)
※介護施設等の整備に関する事業分

令和6年 月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率（65 歳以上人口割合）は、2010 年（平成 22 年）には 22.3%であったが、2015 年（平成 27 年）には 26.4%、2020 年（令和 2 年）には 29.1%、2025 年（令和 7 年）以降は 30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づき、平成 26 年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化したところである。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 平成 27 年度以降も、引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となっていることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあっても、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（平成30年～令和5年度分）

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。
※有明区域、北九州区域において整備予定
- 介護療養病床については、廃止期限が令和6年3月末に延長されたが、今後も介護医療院等への転換を進めていくことが課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・介護予防拠点
(事業所数) 2カ所 → 5カ所 (整備数)
- ・介護付きホーム
(事業所数) 18カ所 → 22カ所
(床数) 396床 → 512床
- ・介護療養病床転換 449床 → 1,432床

2. 計画期間

平成30年4月～令和6年3月

■有明区域

1. 目標

有明区域は、大牟田市、柳川市及びみやま市の3市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は205,633人、高齢者人口は76,092人、高齢化率37.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成30年～令和5年度分)

- 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点として、介護予防拠点の整備を行う。

また、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供する施設として、介護付きホームの整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・介護付きホーム

(事業所数) 5カ所 → 5カ所

(床数) 85床 → 85床

- ・介護予防拠点

(事業所数) 1カ所 → 4カ所(整備数)

2. 計画期間

平成30年4月～令和6年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,054,928人、高齢者人口は335,625人、高齢化率31.8%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(平成30年～令和5年度分)

- 利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴な

どの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供する施設として、介護付きホームの整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・介護付きホーム
(事業所数) 0カ所 → 4カ所
(床数) 0床 → 116床
- ・介護予防拠点
(事業所数) 0カ所 → 0カ所 (整備数)

2. 計画期間

平成30年4月～令和6年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)

○平成30年度事業分

平成29年10月～ 全市町村に対する平成30年度基金事業に係る照会
平成30年8月20日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
平成30年8月30日 県医師会と協議

○令和元年度事業分

平成30年10月～ 全市町村に対する平成30年度基金事業に係る照会
令和元年9月6日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和元年9月19日 県医師会と協議

○令和2年度事業分

令和元年10月～ 全市町村に対する令和2年度基金事業に係る照会
令和2年12月16日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和2年12月17日 県医師会と協議

○令和3年度事業分

令和2年9月～ 全市町村に対する令和3年度基金事業に係る照会
令和4年1月14日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和4年1月14日 県医師会と協議

○令和4年度事業分	
令和3年9月～	全市町村に対する令和4年度基金事業に係る照会
令和4年12月22日	県医師会と協議
令和5年1月24日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
○令和5年度事業分	
令和4年9月～	全市町村に対する令和5年度基金事業に係る照会
令和5年5月18日	県医師会と協議
令和6年1月22日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法

<p>(介護施設等整備分)</p> <p>福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにより、計画を推進していくこととする。</p>

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. ○】福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 630,372 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の目標	<p>○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防拠点 (事業所数) 2カ所 → 5カ所 (整備数) 介護付きホーム (事業所数) 18カ所 → 22カ所 (床数) 396床 → 512床 介護療養病床転換 449床 → 1,432床 <p>※ 上記整備目標値には当事業による整備費補助のないものを含む</p>	

事業の期間	平成30年4月～令和6年3月				
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。				
	整備予定施設等				
	介護予防拠点		3カ所		
介護付きホーム		116床（4カ所）			
②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。					
③介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に要する経費に対して支援を行う。					
事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基 金		その他 (C) (注2)
		(千円)	国(A)	都道府県(B)	(千円)
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	③介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
金額	総事業費(A+B+C)	(千円)	基金		公
	国(A)	(千円)	基金充当額(国費)における公民の別		
	都道府県(B)	(千円)	(注3)		民
	計(A+B)	(千円)	(注4)		
	その他(C)	(千円)			
備考(注5)	平成30年度 34,498千円	令和3年度 0千円			
	令和元年度 170,405千円	令和4年度 30,000千円			
	令和2年度 14,161千円	令和5年度 381,308千円			

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

医療介護総合確保促進法に基づく
令和元年度福岡県計画
(第4回変更)

※介護施設等の整備に関する事業分

令和6年2月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率(65歳以上人口割合)は、2010年(平成22年)には22.3%であったが、2015年(平成27年)には26.4%、2020年(令和2年)には29.1%、2025年(令和7年)以降は30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、平成26年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化したところである。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 平成27年度以降も、引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあたって、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和元年～令和5年度分）

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 90カ所 → 99カ所
(床数) 2,363床 → 2,626床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 677カ所 → 692カ所
(床数) 10,211床 → 10,369床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 279カ所 → 290カ所
(利用者数) 4,755人/月分 → 5,168人/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 201カ所 → 203カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 53カ所 → 68カ所
(利用者数) 1,100人/月分 → 2,812人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	27カ所	→	32カ所
(利用者数)	473人/月分	→	987人/月分
・介護予防拠点			
(事業所数)	0カ所	→	2カ所
・介護付きホーム			
(事業所数)	18カ所	→	22カ所
(床数)	396床	→	512床
・訪問看護ステーション			
(大規模化)	0カ所	→	16カ所
(サテライト事業所)	0カ所	→	13カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,685,860人、高齢者人口は383,146人、高齢化率22.7%となっている。

県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 県内最大の都市部であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム			
(事業所数)	24カ所	→	29カ所
(床数)	633床	→	780床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	140カ所	→	141カ所
(床数)	2,259床	→	2,266床
・小規模多機能型居宅介護事業所			

(事業所数)	58カ所	→	60カ所
(利用者数)	848人/月分	→	1,025人/月分
・地域包括支援センター			
(事業所数)	62カ所	→	62カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	12カ所	→	17カ所
(利用者数)	286人/月分	→	803人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	6カ所	→	7カ所
(利用者数)	70人/月分	→	240人/月分
・介護付きホーム			
(事業所数)	2カ所	→	3カ所
(床数)	47床	→	76床
・訪問看護ステーション			
(大規模化)	3カ所	→	8カ所
(サテライト事業所)	5カ所	→	5カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■粕屋区域

1. 目標

粕屋区域は、古賀市並びに糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の1市7町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は294,526人、高齢者人口は71,475人、高齢化率24.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、訪問看護ステーション等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム			
(事業所数)	3カ所	→	3カ所
(床数)	78床	→	78床

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 19カ所 → 19カ所
 (床数) 342床 → 342床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 7カ所 → 7カ所
 (利用者数) 88人/月分 → 139人/月分
- ・地域包括支援センター
 (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 (利用者数) 19人/月分 → 58人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 2カ所 → 2カ所
 (利用者数) 12人/月分 → 81人/月分
- ・訪問看護ステーション
 (大規模化) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は165,330人、高齢者人口は48,365人、高齢化率29.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しやや高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 (床数) 87床 → 87床

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 12カ所 → 14カ所
 (床数) 198床 → 225床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 7カ所 → 8カ所
 (利用者数) 146人/月分 → 155人/月分
- ・地域包括支援センター
 (事業所数) 5カ所 → 5カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 2カ所
 (利用者数) 18人/月分 → 75人/月分
- ・介護予防拠点
 (事業所数) 0カ所 → 1カ所
- ・介護付きホーム
 (事業所数) 0カ所 → 1カ所
 (床数) 0床 → 29床
- ・訪問看護ステーション
 (大規模化) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■筑紫区域

1. 目標

筑紫区域は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は442,404人、高齢者人口は109,068人、高齢化率24.7%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 (事業所数) 4カ所 → 5カ所
 (床数) 96床 → 125床
- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 34カ所 → 35カ所
 (床数) 474床 → 507床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 18カ所 → 18カ所
 (利用者数) 346人/月分 → 390人/月分
- ・地域包括支援センター
 (事業所数) 14カ所 → 14カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 3カ所
 (利用者数) 20人/月分 → 152人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 3カ所
 (利用者数) 20人/月分 → 46人/月分
- ・介護付きホーム
 (事業所数) 4カ所 → 4カ所
 (床数) 102床 → 102床
- ・訪問看護ステーション
 (大規模化) 1カ所 → 1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■朝倉区域

1. 目標

朝倉区域は、朝倉市並びに朝倉郡筑前町及び東峰村の1市1町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は82,854人、高齢者人口は28,171人、高齢化率34.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。

- このため、訪問看護ステーション等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 8カ所 → 8カ所
(床数) 126床 → 126床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(利用者数) 42人/月分 → 77人/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 5カ所 → 5カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(利用者数) 2人/月分 → 38人/月分
- ・訪問看護ステーション
(大規模化) 0カ所 → 1カ所
(サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■久留米区域

1. 目標

久留米区域は、久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに三井郡大刀洗町及び三潞郡大木町の4市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は451,020人、高齢者人口は131,292人、高齢化率29.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)より高くなっており、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数)	20カ所	→	20カ所
(床数)	537床	→	537床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	83カ所	→	85カ所
(床数)	1,383床	→	1,401床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	52カ所	→	54カ所
(利用者数)	963人/月分	→	982人/月分
・地域包括支援センター			
(事業所数)	17カ所	→	19カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	11カ所	→	12カ所
(利用者数)	154人/月分	→	417人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	11カ所	→	11カ所
(利用者数)	264人/月分	→	339人/月分
・訪問看護ステーション			
(大規模化)	0カ所	→	2カ所
(サテライト事業所)	0カ所	→	1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■八女・筑後区域

1. 目標

八女・筑後区域は、八女市及び筑後市並びに八女郡広川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は129,250人、高齢者人口は41,550人、高齢化率32.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標 (令和元年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(床数) 29床 → 29床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 25カ所 → 26カ所
(床数) 378床 → 405床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 10カ所 → 12カ所
(利用者数) 189人/月分 → 253人/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(利用者数) 93人/月分 → 122人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(利用者数) 22人/月分 → 25人/月分

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■有明区域

1. 目標

有明区域は、大牟田市、柳川市及びみやま市の3市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は205,633人、高齢者人口は76,092人、高齢化率37.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数)	3カ所	→	3カ所
(床数)	46床	→	46床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	37カ所	→	39カ所
(床数)	495床	→	500床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	34カ所	→	36カ所
(利用者数)	615人/月分	→	615人/月分
・地域包括支援センター			
(事業所数)	8カ所	→	8カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	2カ所	→	4カ所
(利用者数)	19人/月分	→	50人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	0カ所	→	1カ所
(利用者数)	3人/月分	→	64人/月分
・介護予防拠点			
(事業所数)	0カ所	→	1カ所
・介護付きホーム			
(事業所数)	5カ所	→	5カ所
(床数)	85床	→	85床

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は173,432人、高齢者人口は59,295人、高齢化率34.2%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(床数) 98床 → 98床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 33カ所 → 36カ所
(床数) 412床 → 435床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 7カ所 → 7カ所
(利用者数) 110人/月分 → 121人/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 12カ所 → 12カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(利用者数) 76人/月分 → 132人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(利用者数) 14人/月分 → 82人/月分
- ・介護付きホーム
(事業所数) 5カ所 → 5カ所
(床数) 104床 → 104床
- ・訪問看護ステーション
(サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■直方・鞍手区域

1. 目標

直方・鞍手区域は、直方市及び宮若市並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町の2市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は104,275人、高齢者人口は36,939人、高齢化率35.4%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・ 認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 35カ所 → 35カ所
(床数) 450床 → 450床
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(利用者数) 49人/月分 → 49人/月分
- ・ 地域包括支援センター
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(利用者数) 23人/月分 → 57人/月分

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は118,051人、高齢者人口は44,191人、高齢化率37.4%となっている。

高齢化率は県内で最も高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和元年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・ 認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 53カ所 → 53カ所
(床数) 801床 → 801床
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 11カ所 → 11カ所

- (利用者数) 168人/月分 → 170人/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 2カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 70人/月分 → 70人/月分
- ・介護付きホーム
 - (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 - (床数) 29床 → 29床

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,054,928人、高齢者人口は335,625人、高齢化率31.8%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 政令市を含め都市部が多く、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 25カ所 → 28カ所
 - (床数) 681床 → 768床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 168カ所 → 170カ所
 - (床数) 2,516床 → 2,525床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 55カ所 → 56カ所
 - (利用者数) 975人/月分 → 975人/月分

- ・地域包括支援センター
(事業所数) 36カ所 → 36カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 14カ所 → 17カ所
(利用者数) 318人/月分 → 804人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 3カ所 → 4カ所
(利用者数) 40人/月分 → 110人/月分
- ・介護付きホーム
(事業所数) 0カ所 → 3カ所
(床数) 0床 → 87床
- ・訪問看護ステーション
(大規模化) 0カ所 → 1カ所
(サテライト事業所) 0カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

■京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は183,378人、高齢者人口は59,238人、高齢化率32.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和元年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(床数) 78床 → 78床
- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	30カ所	→	31カ所
(床数)	377床	→	386床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	12カ所	→	13カ所
(利用者数)	216人/月分	→	217人/月分
・地域包括支援センター			
(事業所数)	14カ所	→	14カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	0カ所	→	1カ所
(利用者数)	2人/月分	→	34人/月分
・訪問看護ステーション			
(大規模化)	0カ所	→	1カ所

2. 計画期間

平成31年4月～令和6年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)

○令和元年度事業分

平成30年10月～ 全市町村に対する平成30年度基金事業に係る照会
令和元年9月6日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和元年9月19日 県医師会と協議

○令和2年度事業分

令和元年10月～ 全市町村に対する令和2年度基金事業に係る照会
令和2年12月16日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和2年12月17日 県医師会と協議

○令和3年度事業分

令和2年9月～ 全市町村に対する令和3年度基金事業に係る照会
令和4年1月14日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

令和4年1月14日	県医師会と協議
○令和4年度事業分	
令和3年9月～	全市町村に対する令和4年度基金事業に係る照会
令和4年12月22日	県医師会と協議
令和5年1月24日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
○令和5年度事業分	
令和4年9月～	全市町村に対する令和5年度基金事業に係る照会
令和5年5月18日	県医師会と協議
令和6年1月22日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法

<p>(介護施設等整備分)</p> <p>福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにより、計画を推進していくこととする。</p>

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. ○】福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,309,233千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の目標	<p>○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 2,363床 (90カ所) → 2,626床 (99カ所) ・ 認知症高齢者グループホーム 10,211床 (677カ所) 	

	<p style="text-align: right;">→ 10,369 床 (692 カ所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4,755 人/月分 (279 カ所) →5,168 人/月分 (290 カ所) ・ 地域包括支援センター 201 カ所 → 203 カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1,100 人/月分 (53 カ所) →2,812 人/月分 (68 カ所) ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 473 人/月分 (27 カ所) →987 人/月分 (32 カ所) ・ 介護予防拠点 0 カ所 → 2 カ所 (整備数) ・ 介護付きホーム 396 床 (18 カ所) → 512 床 (22 カ所) ・ 訪問看護ステーション (大規模化) 0 カ所 → 16 カ所 (整備数) (サテライト事業所) 0 カ所 → 13 カ所 (整備数) <p style="text-align: right;">※ 上記整備目標値には当事業による整備費補助のないものを含む</p>																						
事業の期間	平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月																						
事業の内容	<p>① 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td style="text-align: right;">2 6 3 床 (9 カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: right;">1 5 カ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">1 1 カ所</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td style="text-align: right;">2 カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td style="text-align: right;">1 5 カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">5 カ所</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td style="text-align: right;">2 カ所</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム</td> <td style="text-align: right;">4 カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション (大規模化)</td> <td style="text-align: right;">1 6 カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション (サテライト事業所)</td> <td style="text-align: right;">1 3 カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う。 ④ 介護人材 (外国人を含む。) を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舍を整備するための費用の支援を行う。</p>	整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	2 6 3 床 (9 カ所)	認知症高齢者グループホーム	1 5 カ所	小規模多機能型居宅介護事業所	1 1 カ所	地域包括支援センター	2 カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 5 カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	5 カ所	介護予防拠点	2 カ所	介護付きホーム	4 カ所	訪問看護ステーション (大規模化)	1 6 カ所	訪問看護ステーション (サテライト事業所)	1 3 カ所
整備予定施設等																							
地域密着型特別養護老人ホーム	2 6 3 床 (9 カ所)																						
認知症高齢者グループホーム	1 5 カ所																						
小規模多機能型居宅介護事業所	1 1 カ所																						
地域包括支援センター	2 カ所																						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 5 カ所																						
看護小規模多機能型居宅介護事業所	5 カ所																						
介護予防拠点	2 カ所																						
介護付きホーム	4 カ所																						
訪問看護ステーション (大規模化)	1 6 カ所																						
訪問看護ステーション (サテライト事業所)	1 3 カ所																						

事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国(A)	都道府県(B)		
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円) 489,249	(千円) 244,625	(千円)	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円) 173,860	(千円) 86,930	(千円)	
	③介護施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策	(千円)	(千円) 170,310	(千円) 85,157	(千円)	
	④介護職員の宿舍整備	(千円)	(千円) 39,401	(千円) 19,701	(千円)	
金 額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注3) (注4)	公	うち受託事業 等(再掲) (千円)
	基金	国(A)	(千円) 872,820		民	
		都道府県 (B)	(千円) 436,412			
		計(A+B)	(千円) 1,309,233			
	その他(C)		(千円)			
備考 (注5)	令和元年度	232,093千円	令和5年度	684,249千円		
	令和2年度	364,962千円				
	令和3年度	27,929千円				
	令和4年度	0千円				

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

医療介護総合確保促進法に基づく
令和2年度福岡県計画
(第3回変更)

※介護施設等の整備に関する事業分

令和6年2月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率(65歳以上人口割合)は、2010年(平成22年)には22.3%であったが、2015年(平成27年)には26.4%、2020年(令和2年)には29.1%、2025年(令和7年)以降は30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、平成26年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化したところである。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 平成27年度以降も、引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあたって、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和2年～令和5年度分）

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 92カ所 → 99カ所
(床数) 2,421床 → 2,626床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 672カ所 → 708カ所
(床数) 10,114床 → 10,648床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 279カ所 → 305カ所
(利用者数) 4,755人/月分 → 5,150人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
(事業所数) 122カ所 → 144カ所
(利用回数) 22,072人/月分 → 22,787人/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 212カ所 → 213カ所

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 57カ所 → 81カ所
 (利用者数) 1,100人/月分 → 2,812人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 29カ所 → 41カ所
 (利用者数) 473人/月分 → 1,016人/月分
- ・介護予防拠点
 (事業所数) 0カ所 → 1カ所
- ・介護付きホーム
 (事業所数) 18カ所 → 22カ所
 (床数) 396床 → 512床
- ・訪問看護ステーション
 (大規模化) 0カ所 → 4カ所
 (サテライト事業所) 0カ所 → 2カ所

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,685,860人、高齢者人口は383,146人、高齢化率22.7%となっている。

県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 県内一番の都市部であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、小規模多機能型居宅介護事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 (事業所数) 25カ所 → 30カ所

- | | | | |
|------|------|---|------|
| (床数) | 662床 | → | 809床 |
|------|------|---|------|
- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	137カ所	→	147カ所
(床数)	2,187床	→	2,356床
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	57カ所	→	60カ所
(利用者数)	848人/月分	→	1,025人/月分
 - ・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数)	21カ所	→	28カ所
(利用回数)	3,078人/月分	→	3,764人/月分
 - ・地域包括支援センター

(事業所数)	63カ所	→	63カ所
--------	------	---	------
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	14カ所	→	21カ所
(利用者数)	286人/月分	→	803人/月分
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	6カ所	→	9カ所
(利用者数)	70人/月分	→	240人/月分
 - ・介護付きホーム

(事業所数)	2カ所	→	3カ所
(床数)	47床	→	76床
 - ・訪問看護ステーション
(大規模化)

(事業所数)	0カ所	→	2カ所
--------	-----	---	-----

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■粕屋区域

1. 目標

粕屋区域は、古賀市並びに糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の1市7町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は294,526人、高齢者人口は71,475人、高齢化率24.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療

ニーズへの対応が課題となっている。

○ このため、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(床数) 78床 → 78床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 19カ所 → 19カ所
(床数) 351床 → 351床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 5カ所 → 7カ所
(利用者数) 88人/月分 → 139人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(利用回数) 382回/月分 → 382回/月分
- ・地域包括支援センター
(事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 1カ所 → 2カ所
(利用者数) 19人/月分 → 58人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 2カ所 → 2カ所
(利用者数) 12人/月分 → 81人/月分
- ・訪問看護ステーション
(大規模化) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は165,330人、高齢者人口は48,365人、高齢化率29.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)よりやや高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和2年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 - (床数) 87床 → 87床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 12カ所 → 15カ所
 - (床数) 198床 → 243床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 7カ所 → 8カ所
 - (利用者数) 146人/月分 → 155人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 4カ所 → 5カ所
 - (利用回数) 916人/月分 → 916人/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 18人/月分 → 75人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所
 - (利用者数) 0人/月分 → 29人/月分
- ・介護付きホーム
 - (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 - (床数) 29床 → 29床

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■筑紫区域

1. 目標

筑紫区域は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は442,404人、高齢者人口は109,068人、高齢化率24.7%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 5カ所 → 5カ所
 - (床数) 125床 → 125床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 34カ所 → 36カ所
 - (床数) 474床 → 525床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 19カ所 → 23カ所
 - (利用者数) 346人/月分 → 390人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 6カ所 → 8カ所
 - (利用回数) 1,061人/月分 → 1,061人/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 15カ所 → 16カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 2カ所 → 8カ所
 - (利用者数) 20人/月分 → 152人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 3カ所
 - (利用者数) 20人/月分 → 46人/月分
- ・介護付きホーム
 - (事業所数) 4カ所 → 4カ所
 - (床数) 102床 → 102床

2. 計画期間

■朝倉区域

1. 目標

朝倉区域は、朝倉市並びに朝倉郡筑前町及び東峰村の1市1町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は82,854人、高齢者人口は28,171人、高齢化率34.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、認知症対応型デイサービスセンター等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 8カ所 → 8カ所

(床数) 123床 → 126床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 4カ所 → 4カ所

(利用者数) 42人/月分 → 77人/月分

・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数) 1カ所 → 3カ所

(利用回数) 666回/月分 → 666回/月分

・地域包括支援センター

(事業所数) 5カ所 → 5カ所

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 1カ所 → 1カ所

(利用者数) 2人/月分 → 38人/月分

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■久留米区域

1. 目標

久留米区域は、久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに三井郡大刀洗町及び三潞郡大木町の4市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は451,020人、高齢者人口は131,292人、高齢化率29.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)よりやや高くなっており、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 20カ所 → 20カ所
 - (床数) 537床 → 537床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 83カ所 → 85カ所
 - (床数) 1,383床 → 1,401床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 52カ所 → 55カ所
 - (利用者数) 963人/月分 → 982人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 17カ所 → 19カ所
 - (利用回数) 1,902回/月分 → 1,902回/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 22カ所 → 22カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 11カ所 → 11カ所
 - (利用者数) 154人/月分 → 417人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 13カ所 → 13カ所
 - (利用者数) 264人/月分 → 339人/月分

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■八女・筑後区域

1. 目標

八女・筑後区域は、八女市及び筑後市並びに八女郡広川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は129,250人、高齢者人口は41,550人、高齢化率32.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)より高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和2年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 - (床数) 29床 → 29床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 25カ所 → 27カ所
 - (床数) 378床 → 414床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 11カ所 → 16カ所
 - (利用者数) 189人/月分 → 253人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 4カ所 → 5カ所
 - (利用回数) 951人/月分 → 980人/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 4カ所 → 4カ所
 - (利用者数) 93人/月分 → 122人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 22人/月分 → 25人/月分
- ・訪問看護ステーション

(サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■有明区域

1. 目標

有明区域は、大牟田市、柳川市及びみやま市の3市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は205,633人、高齢者人口は76,092人、高齢化率37.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 - (床数) 46床 → 46床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 37カ所 → 39カ所
 - (床数) 495床 → 513床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 35カ所 → 39カ所
 - (利用者数) 615人/月分 → 615人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 13カ所 → 16カ所
 - (利用回数) 2,131人/月分 → 2,131人/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 8カ所 → 8カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 2カ所 → 5カ所

(利用者数)	19人/月分	→	50人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	0カ所	→	3カ所
(利用者数)	3人/月分	→	64人/月分
・介護予防拠点			
(事業所数)	0カ所	→	1カ所(整備数)
・介護付きホーム			
(事業所数)	5カ所	→	5カ所
(床数)	85床	→	85床

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は173,432人、高齢者人口は59,295人、高齢化率34.2%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム			
(事業所数)	4カ所	→	4カ所
(床数)	98床	→	98床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	33カ所	→	36カ所
(床数)	412床	→	435床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	6カ所	→	7カ所
(利用者数)	110人/月分	→	121人/月分

- ・認知症対応型デイサービスセンター
 (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 (利用回数) 599人/月分 → 599人/月分
- ・地域包括支援センター
 (事業所数) 13カ所 → 13カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 (利用者数) 76人/月分 → 132人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 (利用者数) 14人/月分 → 82人/月分
- ・介護付きホーム
 (事業所数) 5カ所 → 5カ所
 (床数) 104床 → 104床
- ・訪問看護ステーション
 (サテライト事業所) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■直方・鞍手区域

1. 目標

直方・鞍手区域は、直方市及び宮若市並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町の2市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は104,275人、高齢者人口は36,939人、高齢化率35.4%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、認知症対応型デイサービスセンター等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 35カ所 → 35カ所
 (床数) 450床 → 450床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

- (事業所数) 4カ所 → 4カ所
- (利用者数) 49人/月分 → 49人/月分
- ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 3カ所 → 4カ所
 - (利用回数) 254人/月分 → 254人/月分
- ・地域包括支援センター
 - (事業所数) 4カ所 → 4カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 - (利用者数) 23人/月分 → 57人/月分

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は118,051人、高齢者人口は44,191人、高齢化率37.4%となっている。

高齢化率は県内で最も高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和2年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。
 - ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 51カ所 → 53カ所
 - (床数) 783床 → 801床
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 11カ所 → 11カ所
 - (利用者数) 168人/月分 → 170人/月分
 - ・認知症対応型デイサービスセンター
 - (事業所数) 6カ所 → 7カ所
 - (利用回数) 1,041/月分 → 1,041人/月分
 - ・地域包括支援センター

(事業所数)	8カ所	→	8カ所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	2カ所	→	2カ所
(利用者数)	70人/月分	→	70人/月分
・介護付きホーム			
(事業所数)	1カ所	→	1カ所
(床数)	29床	→	29床

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,054,928人、高齢者人口は335,625人、高齢化率31.8%となっている。

高齢化率は県平均(27.7%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 政令市を含め都市部が多く、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等、多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム			
(事業所数)	25カ所	→	26カ所
(床数)	681床	→	710床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	167カ所	→	176カ所
(床数)	2,494床	→	2,638床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	56カ所	→	58カ所
(利用者数)	975人/月分	→	957人/月分
・認知症対応型デイサービスセンター			
(事業所数)	39カ所	→	41カ所

- (利用回数) 8, 120/月分 → 8, 120人/月分
- ・地域包括支援センター

(事業所数) 36カ所 → 36カ所
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 15カ所 → 20カ所

(利用者数) 318人/月分 → 804人/月分
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 3カ所 → 5カ所

(利用者数) 40人/月分 → 110人/月分
 - ・介護付きホーム

(事業所数) 0カ所 → 3カ所

(床数) 0床 → 87床
 - ・訪問看護ステーション

(大規模化) 0カ所 → 1カ所 (整備数)

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

■京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は183,378人、高齢者人口は59,238人、高齢化率32.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和2年～令和5年度分)

- 特別養護老人ホームの待機者の解消や、認知症高齢者の増加への対応等が課題となっている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数) 3カ所 → 4カ所

(床数) 78床 → 107床
- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 31カ所 → 32カ所

(床数) 386床 → 395床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 12カ所 → 13カ所

(利用者数) 216人/月分 → 217人/月分

・認知症対応型デイサービスセンター

(事業所数) 4カ所 → 4カ所

(利用回数) 971人/月分 → 971人/月分

・地域包括支援センター

(事業所数) 14カ所 → 14カ所

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 0カ所 → 1カ所

(利用者数) 2人/月分 → 34人/月分

2. 計画期間

令和2年4月～令和6年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)

○令和2年度事業分

令和元年10月～ 全市町村に対する令和2年度基金事業に係る照会

令和2年12月16日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

令和2年12月17日 県医師会と協議

○令和3年度事業分

令和2年9月～ 全市町村に対する令和3年度基金事業に係る照会

令和4年1月14日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

令和4年1月14日 県医師会と協議

○令和4年度事業分

令和3年9月～ 全市町村に対する令和4年度基金事業に係る照会

令和4年12月22日 県医師会と協議

令和5年1月24日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

○令和5年度事業分

令和4年9月～ 全市町村に対する令和5年度基金事業に係る照会
 令和5年5月18日 県医師会と協議
 令和6年1月22日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法

(介護施設等整備分)

福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにより、計画を推進していくこととする。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. ○】福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,433,086千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の目標	○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。 ・地域密着型特別養護老人ホーム 2,421床(92カ所) → 2,626床(99カ所) ・認知症高齢者グループホーム 10,114床(672カ所) → 10,648床(708カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 4,755人/月分(279カ所) → 5,150人/月分(305カ所) ・認知症対応型デイサービスセンター 22,072回/月分(122カ所) → 22,787回/月分(144カ所) ・地域包括支援センター 212カ所 → 213カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1,100人/月分(57カ所) → 2,812人/月分(81カ所)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 473人／月分（29カ所） →1,016人／月分（41カ所） ・介護予防拠点 1カ所 ・介護付きホーム 396床（18カ所） → 512床（22カ所） ○ 訪問看護ステーション (大規模化) 0カ所 → 4カ所 (サテライト設置) 0カ所 → 2カ所 <p style="text-align: right;">※ 上記整備目標値には当事業による整備費補助のないものを含む。</p>																								
事業の期間	令和2年4月～令和6年3月																								
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>205床（7カ所）</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>36カ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>26カ所</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td>22カ所</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>24カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>12カ所</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム</td> <td>4カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション（大規模化）</td> <td>4カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション（サテライト事業所）</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）の支援を行う。 ④新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う。</p>	整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	205床（7カ所）	認知症高齢者グループホーム	36カ所	小規模多機能型居宅介護事業所	26カ所	認知症対応型デイサービスセンター	22カ所	地域包括支援センター	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	24カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	12カ所	介護予防拠点	1カ所	介護付きホーム	4カ所	訪問看護ステーション（大規模化）	4カ所	訪問看護ステーション（サテライト事業所）	2カ所
整備予定施設等																									
地域密着型特別養護老人ホーム	205床（7カ所）																								
認知症高齢者グループホーム	36カ所																								
小規模多機能型居宅介護事業所	26カ所																								
認知症対応型デイサービスセンター	22カ所																								
地域包括支援センター	1カ所																								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	24カ所																								
看護小規模多機能型居宅介護事業所	12カ所																								
介護予防拠点	1カ所																								
介護付きホーム	4カ所																								
訪問看護ステーション（大規模化）	4カ所																								
訪問看護ステーション（サテライト事業所）	2カ所																								

事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国(A)	都道府県(B)		
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円) 117,162	(千円) 58,582	(千円)	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円) 642,257	(千円) 321,129	(千円)	
	③定期借地権設定のための一時金支援	(千円)	(千円) 101,082	(千円) 50,541	(千円)	
	④介護施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策	(千円)	(千円) 94,888	(千円) 47,445	(千円)	
金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費)における公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)
	基金	国(A)	(千円) 955,389		民	うち受託事業等(再掲) (千円)
		都道府県(B)	(千円) 477,697			
		計(A+B)	(千円) 1,433,086			
	その他(C)		(千円)			
備考 (注5)	令和2年度 446,099千円 令和3年度 80,954千円 令和4年度 53,390千円	令和5年度 852,643千円				

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

医療介護総合確保促進法に基づく
令和3年度福岡県計画
(第2回変更)

※介護施設等の整備に関する事業分

令和6年2月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率(65歳以上人口割合)は、2010年(平成22年)には22.3%であったが、2015年(平成27年)には26.4%、2020年(令和2年)には29.1%、2025年(令和7年)以降は30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、平成26年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化したところである。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 平成27年度以降も、引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

- 2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあたって、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和3年～令和5年度分）

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期の介護保険事業支援計画において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境の整備及び多床室の個室化を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 681カ所 → 686カ所
(床数) 10,358床 → 10,439床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 279カ所 → 281カ所
(利用者数) 5,688人/月分 → 5,746人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 65カ所 → 73カ所
(利用者数) 1,669人/月分 → 2,800人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 33カ所 → 36カ所
(利用者数) 804人/月分 → 999人/月分
- ・介護付きホーム

(事業所数)	18カ所	→	19カ所
(床数)	396床	→	425床
・介護療養病床	1,432床	→	1,604床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,685,860人、高齢者人口は383,146人、高齢化率22.7%となっている。

県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 県内一番の都市部であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	139カ所	→	140カ所
(床数)	2,250床	→	2,268床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	58カ所	→	58カ所
(利用者数)	1,120人/月分	→	1,120人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	18カ所	→	20カ所
(利用者数)	449人/月分	→	803人/月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	7カ所	→	8カ所
(利用者数)	170人/月分	→	240人/月分

・介護付きホーム

(事業所数)	3カ所	→	3カ所
--------	-----	---	-----

(床数)

76床 → 76床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■粕屋区域

1. 目標

粕屋区域は、古賀市並びに糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の1市7町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は294,526人、高齢者人口は71,475人、高齢化率24.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 福岡・糸島区域に隣接する人口増加地区であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 19カ所 → 19カ所

(床数) 351床 → 351床

- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 5カ所 → 5カ所

(利用者数) 126人/月分 → 139人/月分

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 1カ所 → 2カ所

(利用者数) 37人/月分 → 58人/月分

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 2カ所 → 3カ所

(利用者数) 22人/月分 → 81人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は165,330人、高齢者人口は48,365人、高齢化率29.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)よりやや高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 13カ所 → 13カ所

(床数) 216床 → 216床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 7カ所 → 7カ所

(利用者数) 170人/月分 → 170人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 1カ所 → 1カ所

(利用者数) 56人/月分 → 75人/月分

・介護付きホーム

(事業所数) 1カ所 → 1カ所

(床数) 29床 → 29床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■筑紫区域

1. 目標

筑紫区域は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は442,404人、高齢者人口は109,068人、高齢化率24.7%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和3年～令和5年度分）

- 福岡・糸島区域に隣接する人口増加地区であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

（事業所数） 34カ所 → 35カ所

（床数） 516床 → 534床

・小規模多機能型居宅介護事業所

（事業所数） 19カ所 → 20カ所

（利用者数） 436人／月分 → 436人／月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（事業所数） 4カ所 → 5カ所

（利用者数） 70人／月分 → 152人／月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

（事業所数） 1カ所 → 2カ所

（利用者数） 50人／月分 → 50人／月分

・介護付きホーム

（事業所数） 4カ所 → 4カ所

（床数） 102床 → 102床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■朝倉区域

1. 目標

朝倉区域は、朝倉市並びに朝倉郡筑前町及び東峰村の1市1町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は82,854人、高齢者人口は28,171人、高齢化率34.0%となっている。

高齢化率は県平均（28.0%）と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和3年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療

ニーズへの対応等が課題となっている。

- このため、認知症対応型グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 7カ所 → 8カ所
(床数) 117床 → 135床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(利用者数) 56人/月分 → 77人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(利用者数) 26人/月分 → 38人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■久留米区域

1. 目標

久留米区域は、久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに三井郡大刀洗町及び三潞郡大木町の4市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は451,020人、高齢者人口は131,292人、高齢化率29.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 83カ所 → 84カ所
(床数) 1,383床 → 1,401床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 52カ所 → 52カ所
(利用者数) 1,094人/月分 → 1,094人/月分

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 12カ所 → 13カ所
 (利用者数) 239人/月分 → 417人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 14カ所 → 14カ所
 (利用者数) 304人/月分 → 339人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■八女・筑後区域

1. 目標

八女・筑後区域は、八女市及び筑後市並びに八女郡広川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は129,250人、高齢者人口は41,550人、高齢化率32.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)より高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 小規模多機能型居宅介護の未整備地域の解消や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、小規模多機能型居宅介護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 26カ所 → 26カ所
 (床数) 387床 → 387床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 11カ所 → 12カ所
 (利用者数) 240人/月分 → 253人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 4カ所 → 4カ所
 (利用者数) 132人/月分 → 132人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 (利用者数) 33人/月分 → 33人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■有明区域

1. 目標

有明区域は、大牟田市、柳川市及びみやま市の3市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は205,633人、高齢者人口は76,092人、高齢化率37.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 38カ所 → 38カ所

(床数) 513床 → 513床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 35カ所 → 35カ所

(利用者数) 665人/月分 → 665人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 1カ所 → 3カ所

(利用者数) 57人/月分 → 57人/月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 1カ所 → 1カ所

(利用者数) 47人/月分 → 64人/月分

・介護付きホーム

(事業所数) 5カ所 → 5カ所

(床数) 85床 → 85床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は173,432人、高齢者人口は59,295人、高齢化率34.2%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 33カ所 → 33カ所

(床数) 412床 → 412床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 6カ所 → 6カ所

(利用者数) 110人/月分 → 121人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 3カ所 → 3カ所

(利用者数) 84人/月分 → 132人/月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 3カ所 → 3カ所

(利用者数) 70人/月分 → 82人/月分

・介護付きホーム

(事業所数) 5カ所 → 5カ所

(床数) 104床 → 104床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■直方・鞍手区域

1. 目標

直方・鞍手区域は、直方市及び宮若市並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町の2市2町か

ら構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は104,275人、高齢者人口は36,939人、高齢化率35.4%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・ 認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 35カ所 → 35カ所
(床数) 450床 → 450床
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(利用者数) 65人/月分 → 65人/月分
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(利用者数) 27人/月分 → 57人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は118,051人、高齢者人口は44,191人、高齢化率37.4%となっている。

高齢化率は県内で最も高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 51カ所 → 51カ所
 (床数) 783床 → 783床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 11カ所 → 11カ所
 (利用者数) 194人/月分 → 194人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 2カ所 → 2カ所
 (利用者数) 75人/月分 → 75人/月分
- ・介護付きホーム
 (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 (床数) 29床 → 29床

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,054,928人、高齢者人口は335,625人、高齢化率31.8%となっている。

高齢化率は県平均(27.7%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 政令市を含め都市部が多く、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 172カ所 → 172カ所
 (床数) 2,593床 → 2,593床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 56カ所 → 56カ所
 (利用者数) 1,164人/月分 → 1,164人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	17カ所	→	18カ所
(利用者数)	411人/月分	→	804人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	4カ所	→	4カ所
(利用者数)	62人/月分	→	110人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

■京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は183,378人、高齢者人口は59,238人、高齢化率32.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和3年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	31カ所	→	32カ所
(床数)	387床	→	396床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	12カ所	→	12カ所
(利用者数)	248人/月分	→	248人/月分

2. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)	
○令和3年度事業分	
令和2年10月～	全市町村に対する令和3年度基金事業に係る照会
令和4年1月14日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
令和4年1月14日	県医師会と協議
令和4年度事業分	
令和3年9月～	全市町村に対する令和4年度基金事業に係る照会
令和4年12月22日	県医師会と協議
令和5年1月24日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取
○令和5年度事業分	
令和4年9月～	全市町村に対する令和5年度基金事業に係る照会
令和5年5月18日	県医師会と協議
令和6年1月22日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法

(介護施設等整備分)
福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにより、計画を推進していくこととする。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. ○】福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,063,954 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の目標	○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、	

	<p>県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 10,358床 (681カ所) → 10,439床 (686カ所) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 5,688人/月分 (279カ所) → 5,746人/月分 (281カ所) ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1,669人/月分 (65カ所) → 2,800人/月分 (73カ所) ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 804人/月分 (33カ所) → 999人/月分 (36カ所) ・ 介護付きホーム 396床 (18カ所) → 425床 (19カ所) ・ 介護療養病床転換 172床 <p style="text-align: right;">※ 上記整備目標値には当事業による整備費補助のないものを含む。</p>												
事業の期間	令和3年4月～令和6年3月												
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" data-bbox="384 1003 1377 1317" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: right;">5カ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">2カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td style="text-align: right;">8カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">3カ所</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム</td> <td style="text-align: right;">1カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 ③新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う。 ④介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舍を整備するための費用の支援を行う。 ⑤介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に要する経費に対して支援を行う。</p>	整備予定施設等		認知症高齢者グループホーム	5カ所	小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	3カ所	介護付きホーム	1カ所
整備予定施設等													
認知症高齢者グループホーム	5カ所												
小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8カ所												
看護小規模多機能型居宅介護事業所	3カ所												
介護付きホーム	1カ所												

業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国(A)	都道府県(B)		
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円) 84,960	(千円) 42,481	(千円)	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円) 405,410	(千円) 202,705	(千円)	
	③介護施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策	(千円)	(千円) 178,386	(千円) 89,193	(千円)	
	④介護職員の宿舍整備	(千円)	(千円) 8,977	(千円) 4,489	(千円)	
	⑤介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	(千円)	(千円) 31,568	(千円) 15,785	(千円)	
金 額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注3) (注4)	公	(千円)
	基金	国(A)	(千円) 709,301		民	うち受託事業等 (再掲) (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 354,653			
		計(A+B)	(千円) 1,063,954			
その他(C)		(千円)				
備考 (注5)	令和3年度	456,840千円				
	令和4年度	498,598千円				
	令和5年度	108,516千円				

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

医療介護総合確保促進法に基づく
令和4年度福岡県計画
(第1回変更)

※介護施設等の整備に関する事業分

令和6年2月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率(65歳以上人口割合)は、2010年(平成22年)には22.3%であったが、2015年(平成27年)には26.4%、2020年(令和2年)には29.1%、2025年(令和7年)以降は30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、平成26年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化したところである。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 平成27年度以降も、引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(異なる理由：)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあたって、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和4年～5年度分）

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 93カ所 → 95カ所
 - (床数) 2,450床 → 2,508床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ（整備数）
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (床数) 0床 → 12床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 706カ所 → 712カ所
 - (床数) 10,764床 → 10,872床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 280カ所 → 283カ所
 - (利用者数) 4,905人/月分 → 5,140人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 71カ所 → 78カ所

- (利用者数) 2, 593人/月分 → 2, 810人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 37カ所 → 40カ所
 - (利用者数) 943人/月分 → 1, 001人/月分
- ・介護予防拠点（整備数）
 - (事業所数) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,685,860人、高齢者人口は383,146人、高齢化率22.7%となっている。

県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均（28.0%）と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和4年～5年度分）

- 県内一番の都市部であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 24カ所 → 25カ所
 - (床数) 633床 → 662床
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ（整備数）
 - (事業所数) 0カ所 → 2カ所
 - (床数) 0床 → 12床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 145カ所 → 148カ所
 - (床数) 2, 381床 → 2, 435床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 58カ所 → 60カ所
(利用者数) 971人/月分 → 1,025人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 22カ所 → 26カ所
(利用者数) 691人/月分 → 803人/月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 10カ所 → 12カ所
(利用者数) 190人/月分 → 240人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■粕屋区域

1. 目標

粕屋区域は、古賀市並びに糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町の1市7町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は294,526人、高齢者人口は71,475人、高齢化率24.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 福岡・糸島区域に隣接する人口増加地区であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(床数) 78床 → 78床

・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 20カ所 → 20カ所
(床数) 369床 → 369床

・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 5カ所 → 5カ所
(利用者数) 126人/月分 → 139人/月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 2カ所 → 2カ所
(利用者数) 56人/月分 → 58人/月分

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 2カ所 → 2カ所
 (利用者数) 74人/月分 → 81人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は165,330人、高齢者人口は48,365人、高齢化率29.3%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しやや高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標 (令和4年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 (床数) 87床 → 87床
- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 13カ所 → 14カ所
 (床数) 216床 → 234床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 7カ所 → 7カ所
 (利用者数) 152人/月分 → 155人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 (利用者数) 43人/月分 → 75人/月分
- ・介護予防拠点 (整備数)
 (事業所数) 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■筑紫区域

1. 目標

筑紫区域は、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は442,404人、高齢者人口は109,068人、高齢化率24.7%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し低いものの、今後、高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 福岡・糸島区域に隣接する人口増加地区であり、将来の高齢者数の動向なども踏まえた、バランスのとれた介護基盤の整備が求められている。
- このため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症高齢者グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の多様な施設の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
 - (事業所数) 6カ所 → 6カ所
 - (床数) 154床 → 154床
- ・認知症高齢者グループホーム
 - (事業所数) 34カ所 → 36カ所
 - (床数) 516床 → 552床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 19カ所 → 20カ所
 - (利用者数) 381人/月分 → 390人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - (事業所数) 4カ所 → 4カ所
 - (利用者数) 132人/月分 → 152人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (事業所数) 1カ所 → 2カ所
 - (利用者数) 60人/月分 → 60人/月分

2. 計画期間

令和4年5月～令和6年3月

■朝倉区域

1. 目標

朝倉区域は、朝倉市並びに朝倉郡筑前町及び東峰村の1市1町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は82,854人、高齢者人口は28,171人、高齢化率34.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数) 8カ所 → 8カ所

(床数) 135床 → 135床

- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数) 3カ所 → 3カ所

(利用者数) 75人/月分 → 77人/月分

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数) 1カ所 → 1カ所

(利用者数) 37人/月分 → 38人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■久留米区域

1. 目標

久留米区域は、久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに三井郡大刀洗町及び三潞郡大木町の4市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は451,020人、高齢者人口は131,292人、高齢化率29.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応等が課題となっている。
- このため、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム

(事業所数)	20カ所	→	21カ所
(床数)	537床	→	566床
- ・認知症高齢者グループホーム

(事業所数)	87カ所	→	87カ所
(床数)	1,440床	→	1,440床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	52カ所	→	52カ所
(利用者数)	954人/月分	→	982人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(事業所数)	12カ所	→	13カ所
(利用者数)	403人/月分	→	417人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

(事業所数)	15カ所	→	15カ所
(利用者数)	327人/月分	→	339人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■八女・筑後区域

1. 目標

八女・筑後区域は、八女市及び筑後市並びに八女郡広川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は129,250人、高齢者人口は41,550人、高齢化率32.1%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(床数) 29床 → 29床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 26カ所 → 26カ所
(床数) 405床 → 405床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 12カ所 → 12カ所
(利用者数) 218人/月分 → 253人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 4カ所 → 4カ所
(利用者数) 118人/月分 → 122人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 1カ所 → 1カ所
(利用者数) 25人/月分 → 25人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■有明区域

1. 目標

有明区域は、大牟田市、柳川市及びみやま市の3市から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は205,633人、高齢者人口は76,092人、高齢化率37.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 3カ所 → 3カ所

(床数)	46床	→	46床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	39カ所	→	39カ所
(床数)	513床	→	513床
・小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	35カ所	→	35カ所
(利用者数)	561人/月分	→	606人/月分
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
(事業所数)	2カ所	→	2カ所
(利用者数)	50人/月分	→	50人/月分
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
(事業所数)	1カ所	→	1カ所
(利用者数)	48人/月分	→	64人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の2市1町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は173,432人、高齢者人口は59,295人、高齢化率34.2%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム			
(事業所数)	4カ所	→	4カ所
(床数)	98床	→	98床
・認知症高齢者グループホーム			
(事業所数)	33カ所	→	33カ所
(床数)	412床	→	412床

- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 6カ所 → 6カ所
 (利用者数) 119人/月分 → 121人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 (利用者数) 131人/月分 → 132人/月分
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 3カ所 → 3カ所
 (利用者数) 81人/月分 → 82人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■直方・鞍手区域

1. 目標

直方・鞍手区域は、直方市及び宮若市並びに鞍手郡小竹町及び鞍手町の2市2町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は104,275人、高齢者人口は36,939人、高齢化率35.4%となっている。

高齢化率は県平均(28.0%)と比較しかなり高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標(令和4年～令和5年度分)

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム
 (事業所数) 35カ所 → 35カ所
 (床数) 450床 → 450床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
 (事業所数) 4カ所 → 4カ所
 (利用者数) 46人/月分 → 48人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 (事業所数) 1カ所 → 1カ所
 (利用者数) 55人/月分 → 57人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は118,051人、高齢者人口は44,191人、高齢化率37.4%となっている。

高齢化率は県内で最も高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和4年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

- ・認知症高齢者グループホーム

（事業所数） 53カ所 → 53カ所

（床数） 801床 → 801床

- ・小規模多機能型居宅介護事業所

（事業所数） 11カ所 → 11カ所

（利用者数） 161人／月分 → 170人／月分

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（事業所数） 2カ所 → 2カ所

（利用者数） 63人／月分 → 68人／月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は1,054,928人、高齢者人口は335,625人、高齢化率31.8%となっている。

高齢化率は県平均（28.0%）と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和4年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。

【定量的な目標値】

・地域密着型特別養護老人ホーム

（事業所数） 26カ所 → 26カ所

（床数） 710床 → 710床

・認知症高齢者グループホーム

（事業所数） 178カ所 → 178カ所

（床数） 2,688床 → 2,688床

・小規模多機能型居宅介護事業所

（事業所数） 56カ所 → 56カ所

（利用者数） 935人／月分 → 957人／月分

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（事業所数） 17カ所 → 17カ所

（利用者数） 789人／月分 → 804人／月分

・看護小規模多機能型居宅介護事業所

（事業所数） 4カ所 → 4カ所

（利用者数） 108人／月分 → 110人／月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

■京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和5年4月1日現在、圏域人口は183,378人、高齢者人口は59,238人、高齢化率32.3%となっている。

高齢化率は県平均（28.0%）と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標（令和4年～令和5年度分）

- 認知症高齢者の増加への対応や、今後重要性が増すと考えられる在宅での医療ニーズへの対応が課題となっている。
- このため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
(事業所数) 3カ所 → 3カ所
(床数) 78床 → 78床
- ・認知症高齢者グループホーム
(事業所数) 35カ所 → 35カ所
(床数) 438床 → 438床
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
(事業所数) 12カ所 → 12カ所
(利用者数) 206人/月分 → 217人/月分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(事業所数) 0カ所 → 2カ所
(利用者数) 25人/月分 → 34人/月分

2. 計画期間

令和4年4月～令和6年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)

令和4年度事業分

- 令和3年9月～ 全市町村に対する令和4年度基金事業に係る照会
- 令和4年12月22日 県医師会と協議
- 令和5年1月24日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

○令和5年度事業分

- 令和4年9月～ 全市町村に対する令和5年度基金事業に係る照会
- 令和5年5月18日 県医師会と協議
- 令和6年1月22日 県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法

(介護施設等整備分)

福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにと比較し、計画を推進していくこととする。

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. ○】 福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 547,723 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の目標	<p>○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 2,450 床 (93 カ所) →2,508 床 (95 カ所) ・ 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ (整備分) 0 床 (0 カ所) →12 床 (2 カ所) ・ 認知症高齢者グループホーム 10,764 床 (706 カ所) → 10,872 床 (712 カ所) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4,905 人/月分 (280 カ所) →5,140 人/月分 (283 カ所) ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2,593 人/月分 (71 カ所) → 2,810 人/月分 (78 カ所) ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 943 人/月分 (37 カ所) →1,001/月分 (40 カ所) ・ 介護予防拠点 (整備分) 0 カ所→1 カ所 <p>※ 上記整備目標値には当事業による整備費補助のないものを含む。</p>	
事業の期間	令和4年4月～令和6年3月	
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	

整備予定施設等	
地域密着型特別養護老人ホーム	58床（2カ所）
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ	12床（2カ所）
認知症高齢者グループホーム	6カ所
小規模多機能型居宅介護事業所	3カ所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7カ所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	3カ所
介護予防拠点	1カ所

②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。

事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)	
			国(A)	都道府県(B)		
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円) 214,733	(千円) 107,367	(千円)	
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円) 150,416	(千円) 75,207	(千円)	
金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)
	基金	国(A)	(千円) 365,149			
		都道府県(B)	(千円) 182,574			
		計(A+B)	(千円) 547,723			
	その他(C)	(千円)	民		うち受託事業等 (再掲) (千円)	
備考 (注5)		令和4年度 324,483千円 令和5年度 223,240千円				

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(注5) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和6年度以降に記載する。